

独立行政法人日本スポーツ振興センター

『災害共済給付制度』のお知らせ

川西町教育委員会

川西町教育委員会では川西町立小中学校及び幼稚園に在学（在園）する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下『日本スポーツ振興センター』という。）の災害共済給付契約を結んでいます。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校（幼稚園）の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっておりませんが、当教育委員会では、学校活動等を考慮して、全児童生徒加入とさせていただいております。ご理解の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

全児童生徒加入の理由：

加入している人としていない人が混在した場合、一般的な学校（幼稚園）活動のほとんどの場面で、他の保険等への加入の有無の確認が必要となり、大きな支障が考えられます。

加入していない人が、活動に参加できないことになると、学校の活動が成り立ちません。

小中学校の場合：年額 945 円（保護者負担分 460 円、教育委員会負担分 485 円）

幼稚園の場合：年額 295 円（保護者負担分 210 円、教育委員会負担分 85 円）

となっております。

給付の内容等は、日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令（政令、省令、通達等）に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、平成 17 年 5 月 1 日現在、その主な内容は下記のとおりです。

記

1. 給付の種類と給付される場合

学校（幼稚園）の管理下で生じた事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校（幼稚園）の管理下とは、次の場合をいいます。

◇ 学校の管理下

- ① 授業中（特別活動中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学（登下校）中
- ⑤ 寄宿舎にあるとき

◇ 幼稚園の管理下

- ① 保育を受けている場合（園外保育中や遠足を含む。）
- ② 寄宿舎にあるとき
- ③ 通常の経路及び方法による通園中（登降園中）

2. 給付金額【災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。】

① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの）の場合が給付の対象となります。

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

② 障害見舞金

障害の程度に応じて、3,770万円（1級）から82万円（14級）が給付されます。
（通学・通園中の場合は、半額）

③ 死亡見舞金

2,800万円が給付されます。
（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、半額）

3. 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付（例えば、児童福祉法の育成医療）等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒等に係る災害については、医療費の給付は行われません。

4. 共済掛金（年額）

◇ 学校の場合

保護者等負担額 460円（川西町教育委員会負担額 485円）

◇ 幼稚園の場合

保護者等負担額 210円（川西町教育委員会負担額 85円）

※ 以上は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

※ 独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページは <http://www.ntgk.go.jp> です。